

合同供養塔「永遠の海崎」使用規約

同意書

- (1) 契約は当霊園規定の申込用紙に著名捺印し、供養料を添えてお申込みください。
- (2) 事情により契約を解除しても、供養料は還付致しません。
- (3) 当霊園よりお申込者様に対し、受諾書と領収書を発行致します。
- (4) 納骨には骨壺(高さ 210*直径 210 以内)を使用するものとする。
- (5) 火葬証明書または改葬許可証がないお骨はご納骨頂けません。
- (6) 納骨日(※)から 10 年経過したご遺骨につきましては、合同供養塔内の合葬室へ埋葬致します。

※納骨日とは…埋葬申請書に記入された方がすべて納骨された日

- (7) 埋葬後に改葬、分骨などのご遺骨の返還はできません。
- (8) 読経供養は、年 3 回合同供養塔にて行います。
- (9) 供養費以外の管理費・会費・寄付などの徴収致しません。
- (10) 動物の焼骨などは納骨できません。
- (11) 本規定に定めなき事項については、法令の定めによる他、管理者がこれを定めます。

記

私は、合同供養塔「永遠の海崎」使用規約に同意します。

(名前)

印

以上

大海崎メモリアルパーク事務所

住所：(事務所) 島根県松江市東出雲町出雲郷 557 番地

(現地) 島根県松江市大海崎町 716 番 1、717 番

受付時間：9：00～17：00

電話番号：0852-52-7786